

電気・ガス料金支援に係る
電気料金の特別措置〔低圧〕
(首都圏エリア)

2025 年 1 月 1 日実施

北海道電力株式会社

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置〔低圧〕（首都圏エリア）（以下「本特別措置」といいます。）は、電気標準約款〔低圧〕（首都圏エリア）および需給契約要綱（北海道で適用するものを除きます。）（以下総称して「各約款等」といいます。）にもとづき低圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

適用期間は、2025 年 2 月の料金に係る計量期間等の始期から 2025 年 4 月の料金に係る計量期間等の終期までといたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、各約款等に定める電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、各約款等に定める電力量料金は、各約款等に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については、各約款等に定めるところによるものといたします。

別 表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、 α 、 β および γ の値は、接続供給会社の供給区域におけるみなし小売電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律附則第 2 条第 2 項に規定するみなし小売電気事業者をいいます。）が定める電気の供給に係る約款およびその他の供給条件等（以下「約款等」といいます。なお、当該みなし小売電気事業者が約款等を変更した場合には、変更後の約款等によります。）の規定により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値に準ずるものといたします。

また、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本特別措置における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料価格は、約款等の規定により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される金額に準ずるものといたします。

また、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 (\text{基準単価}) \text{の基準単価}}{1,000}$$

- b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{2(\text{基準単価}) \text{の基準単価}}{1,000}$$

- (ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2024年9月1日から2024年11月30日までの期間	2025年2月の料金に係る計量期間等
2024年10月1日から2024年12月31日までの期間	2025年3月の料金に係る計量期間等
2024年11月1日から2025年1月31日までの期間	2025年4月の料金に係る計量期間等

- ロ 本則 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

- (イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

- (ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

- (ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

- (ニ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

- (ホ) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年2月の料金に係る計量期間等の始期から2025年3月の料金に係る計量期間等の終期までの期間	2025年4月の料金に係る計量期間等
1キロワット時につき	2円50銭	1円30銭

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

なお、基準単価は、約款等の規定により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される金額に準ずるものといたします。